

新潟市文化財旧小澤家住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長

中原八一

新潟市規則第48号

### 新潟市文化財旧小澤家住宅条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市文化財旧小澤家住宅条例施行規則（平成22年新潟市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第7条中「別表第2備考7」を「別表第2備考8」に改める。

別表第1展示パネルの項中「100」を「130」に改め、同表スポットライトの項中「200」を「260」に改め、同表ワイヤレスアンプの項中「100」を「130」に改め、同表可搬式映写スクリーンの項中「400」を「520」に改め、同表液晶プロジェクターの項中「800」を「1,040」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

##### （準備行為）

2 改正後の新潟市文化財旧小澤家住宅条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新規則の規定の例により行うことができる。

##### （適用区分）

3 施行日前に、施行日以後の離れ座敷等の附属設備の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新規則に規定する額とする。